

まなびリビング キッズ 会員規約

第1章 総則

第1条（会員規約）

この会員規約は、有限会社レッド・カーペット（以下「RC」という）が運営する「まなびリビング」（以下「スタジオ」という）が提供するサービスを、会員が利用する場合に適用します。

第2条（目的）

スタジオは、

- ・放課後に安心して子どもを預けられる場所を提供すること
- ・放課後に出来ることを済ませておくことで、家族が過ごせる時間をたくさん持てるようにすること
- ・多様な習い事を経験していただくことで、自主性を磨き、好きなことに向き合う可能性を育むことを目指します

スタジオを利用する児童は、原則、年長～小学校低学年とします。詳細についてはご相談下さい。

開所日は、原則、平日とし、土曜日・日曜日・祝日はお休みとなります。また、このほかお盆期間及び年末年始にお休みをいただきます。具体的な日程につきましては、別途会員に通知します。

開所時間につきましても別途会員に通知します。なお、開所日・開所時間ともに、随時変更していく可能性がございます。

第3条（活動場所）

スタジオの活動場所は、東京都渋谷区代々木1-51-7です。

第4条（規約等の変更）

RCは、会員の了承を得ることなく、また、事前に通知することなく、この会員規約あるいは各サービスの利用上のルール、およびその他の利用条件等を変更することができるものとします。この場合には、サービスの利用条件等は、変更後の会員規約等によるものとします。変更後の会員規約等については、インターネットのホームページ上の表示、メールの送信、書面の交付など、RCが適当と判断する方法により、会員に対して通知し、通知した時点からその効力を発するものとします。なお、会員は、規約等の変更に対し、異議を申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができないものとします。

第2章 会員

第5条（会員とその責任）

会員とは、スタジオの趣旨に賛同し、本規約および各サービス利用上のルール等に同意したうえで入会を申し込み、RCがこれを承認した者をいいます。会員及びサービスを利用する児童は、スタジオでの活動にあたり、スタッフの指示に従い行動するものとします。なお、スタジオでの活動による怪我や事故、盗難等に対しては、RC及びスタッフに故意又は重大な過失がある場合を除き、RC及びスタッフに対して、一切の損害賠償を請求できないものとします。

第6条（会員種別）

スタジオは、会員種別を定めることができます。その詳細については、別途通知いたします。

第7条（入会手続き及び入会金の納入）

入会を希望する方（以下「入会希望者」という）は、所定の申込手続きを行い、RCと面談をしていただきます。面談後、RCがその会員登録を承認した方が、入会時に必要な書類の提出及び所定の入会金の納

入を完了したときに、入会が完了します。なお、入会申し込みにおいては、真実を届出しなければならぬものとし、虚偽届出が発覚した場合、RCは入会を拒否し、入会承認・入会完了後であっても会員資格を一時停止、または除名することができるものとします。

第8条（不承認の基準）

次の各号に定める事由に該当する場合、入会を承認しないことがある。

- (1) スタジオの目的・会員規約・利用のルール等に賛同していないとき。
- (2) 過去に除名処分を受けたことがあるとき。
- (3) 入会申込書の記載事項に、虚偽記載があるとき。
- (4) その他、RCが会員として不適当と認めたとき。

第9条（会費の納入）

会員は、RCが別途定める所定の会費を支払うものとします。会費は月会費制とします。なお、月途中で入会する場合は、週割した金額を納入いただきます。会員は、所定の会費および利用料金を所定の期日までに、所定の支払方法により支払うものとします。なお、支払済みの諸費用は、事由の如何にかかわらず返却いたしません。

第10条（会員資格の停止・除名）

RCは、会員及び対象児童が次の各号の一に該当する場合は、会員資格を一時停止もしくは除名することができるものとします。この場合、会員は、会員に属する日を含むまでの利用料金に未納金がある場合、直ちに完納するものとします。

- (1) 本規約、利用規約等に違反した場合。
- (2) 利用料金の支払いを支払期日から1ヶ月以上怠った場合。
- (3) スタジオの運営を妨害した場合。
- (4) RC及びスタジオの信用を毀損した場合。
- (5) RCの財産を侵害した場合。
- (6) 他の会員及び入会児童の身体、財産、名誉、信用を毀損した場合。
- (7) 法令、公序良俗に違反し、犯罪に結びつく行為をした場合。
- (8) RC、他の会員及びその児童、その他第三者の権利（商標権、著作権、著作者人格権等の知的財産権、肖像権及びパブリシティ権等を含む）を侵害する、またはその恐れのある行為をした場合。
- (9) スタジオの趣旨に著しく反する行為をした場合。
- (10) その他スタジオの運営に支障があるとRCが判断した場合。

第11条（退会）

会員は、退会日を退会月の月末とし、退会月の10日（土日祝、あるいはスタジオの休業日の場合は前営業日）までに所定の退会手続きを行うことによって、退会できるものとします。退会時に利用料等の支払済みの内、サービス対象期間経過部分については料金の払戻しは行わないものとします。

第12条（休会）

休会は、毎月1日から1ヶ月単位とし、最大3ヶ月まで可能とします。休会月の前月10日（土日祝、あるいはスタジオの休業日の場合は前営業日）までに所定の手続きを行うことによって、休会することができるものとします。なお、休会する場合にも、別途定める休会時の会費納入が必要となります。

第13条（利用料）

別途定め、会員に通知します。

第14条（サービス申込手続き）

会員は、施設内で行われるオプションサービスを利用する際には、事前に利用規約等に定められた所定の手続きを行うものとします。

第15条（利用コース、週利用日数の変更）

会員は、利用コースや週利用日数を変更する場合は、変更月の前月10日（土日祝、あるいはスタジオの休業日の場合は前営業日）までに所定の手続きを行うことで、変更することができるものとします。

第16条（会員情報変更の届出）

会員は、届出会員情報に変更があった場合には、速やかにRCに所定の方法で変更の届出をするものとします。

第17条（譲渡禁止等）

会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡したり、売買、名義変更、質権の設定、その他の担保にしたりする等の行為はできないものとします。

第18条（責任事項）

1. 会員は、自己の責任においてサービスを利用するものとし、RCに故意又は重大な過失がある場合を除き、そのサービスを利用してなされた一切の行為とその結果について、会員自身が一切の責任を負うものとします。なお、RCが責任を負う場合は、会員より現実に受領した金員（会費および利用料金等）の範囲内でその責を負うものとします。
2. 会員は、サービスの利用に伴い、第三者からの問い合わせやクレーム等が通知された場合は、自己の責任と費用とをもって処理解決するものとします。また、会員は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用とをもって処理解決するものとします。
3. 会員は、その児童が、サービスの利用によりRCまたは第三者に対して損害を与えた場合（その児童が、この会員規約上の義務を履行しないことにより第三者またはRCが損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用とをもって損害を賠償するものとします。

第19条（スポーツ安全保険への加入）

会員は、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入していただき、スタジオでの活動における事故に備えていただきます。ただし、スポーツ安全保険の補償開始までには、当スタジオへの入会から1週間が必要です。そのため、補償開始までの間に当スタジオを利用される場合や無料体験あるいはお試し体験等で当スタジオの活動に参加される場合には、事故が起きた場合でもスポーツ安全保険での補償がされないことをご理解の上、ご参加いただくこととなります。なお、スポーツ安全保険への加入を拒否される場合には、当スタジオへの加入をお断りさせていただくことと致します。

第3章 その他

第20条（サービスの内容等の変更）

RCは、会員に事前通知をした上で、サービスの内容・名称を変更することができるものとします。

第21条（プログラム・レッスンの休講）

スタジオが提供するプログラム・レッスン等において、交通機関の故障、天変地異、感染性のある病気の蔓延によるものなどのやむをえない事情で休講する場合があります。会員は予めこれを了承すると

もに、受講が困難と思われる場合には、事前に電話などで状況を確認することとします。

第22条（料金の改定）

RCは、会員に事前通知をした上で、経済情勢等の変動または経営上の都合により、入会金、月額利用料、その他料金を随時改定できるものとします。

第23条（施設の廃止・利用の制限）

RCは、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、経営上の都合その他やむを得ない事由が発生した場合、施設及びサービスの一部を廃止し、又、その利用を制限することができるものとします。RCは、前項の定めに基づき施設を閉鎖した場合、全ての会員を退会させることができるものとします。又、それに対して補償は一切行わないものとします。会員は、前二項の場合において、何ら異議を申し立てることができないものとします。

第24条（サービスの提供の中止）

RCは、会員に事前通知をした上で、サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。RCは、サービスの提供の中止の際、前項の手続きを行うことで、中止に伴う会員または第三者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

第25条（個人情報）

1. RCは、会員の個人情報を適切に取り扱うものとします。

2. RCは、会員の個人情報は、以下の目的のために利用するものとします。

(1) サービスの提供、お申込受付、入会審査等の手続き。

(2) サービス・イベント・キャンペーン・会費等に関するお知らせ、その他の企業PR。

(3) イベント・キャンペーン等の企画、運営、管理、その他の諸対応。

(4) 緊急時のご連絡、お問い合わせ、その他諸対応。

(5) メールマガジンの送付

(6) 会員がスタジオを利用するうえで必要となる「hacomono」の登録・利用等の手続き

(7) その他、会員から得た同意の範囲内で利用すること。

3. RCは、前項の利用目的の実施に必要な範囲内で、会員の個人情報の全部もしくは一部を以下の要領で第三者に委託又は提供する場合があります。

(1) 第三者に委託（又は提供）する目的

スタジオで実施する各種サービス、プログラムの提供のため、RCが提供しているサービス・広告等の内容の改善、新規サービスの案内のため、個人情報の属性の集計・分析のため

(2) 委託（又は提供）する個人情報の項目

会員氏名、その児童の氏名、その児童の性別、その児童の年齢、住所、電話番号、Eメールアドレス

(3) 委託（又は提供）の手段又は方法

電子メールにパスワード付のファイルを添付して送信、記憶媒体にパスワードをかけて保存した上で宅配便により送付等、適宜判断

(4) 委託（又は提供）を受ける者の組織の種類、属性

・スタジオで提供するプログラムの提供企業・個人事業主・団体

・RCの提携企業

・RCから再委託された企業

(5) 個人情報の取扱いに関する契約

個人情報の取扱いは、委託先又は提供先が適切に個人情報保護を行うよう義務付けています。

4. 第3項にかかわらず、刑事訴訟法第218条（令状による捜索）、その他同法の定めに基づく強制の処分

が行われた場合には、RCは、当該処分のできる範囲内で個人情報を開示することができるものとします。

5. 会員は、自らの個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止または消去、第三者への提供の停止）に関して、スタジオの運営会社であるRCの問合せ窓口に応じることができます。その際、RCは本人確認の上で合理的な期間内に対応いたします。

個人情報に関する問い合わせ窓口

〒151-0063 東京都渋谷区富ヶ谷2丁目6番10号

個人情報保護管理者 五島 千寿 chizu@red-c.co.jp

6. 会員は、スタジオサービス利用に際して自らの個人情報を公開するときは、本規約の（責任事項）が適用されることを承諾するものとします。

7. RCは、会員の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの（以下「統計資料」といいます。）を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することができるものとします。また、RCは、統計資料を業務提携先等に提供することができるものとします。

8. 入会希望者をご自身及び入会対象児童の個人情報を弊社に提供されるか否かは、入会希望者本人の判断によりますが、必要な情報を提供されない場合には、入会をお断りする可能性があります。また、会員が必要な個人情報の一部を与えなかった場合は、RCからのご連絡が通知されない、各サービスが適切に提供されない等の不利益が生ずる可能性があります。

第26条（肖像権）

スタジオの各カリキュラムや預かりサービス、各イベント活動中に撮影した動画や画像をRCの裁量により自由にスタジオのホームページやSNS、スタジオが制作する告知物に掲載することがあります。会員または対象児童が動画や画像の使用を望まない場合は、相談に応じますので事前にお申し出ください。お申し出がない場合は承諾いただいたものとします。

第27条（著作権）

スタジオホームページやSNS、スタジオが制作する告知物に使用されている文章・画像・動画、音声などの著作権はRCに帰属します。無断での複製や二次利用・二次配布は原則として禁止します。ただし、ご家庭において個人で楽しむ範囲に限り、この制約はありません。スタジオホームページやSNS、スタジオが制作する告知物に使用されている文章・画像・動画、音声を「メール等に添付して送る」「CDやDVDにコピーして配る」「個人のブログやホームページ、SNSなどで公開する」などの行為は、個人で楽しむ範囲を超える二次利用・二次配布となり、原則として認められません。

第28条（専属的合意管轄裁判所）

会員とRCの間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を、会員とRCの第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第29条（準拠法）

この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。

付則

本規約は、令和4年9月5日制定、施行します。

本規約は、令和4年11月15日に変更し、施行します。